

検討課題に関する国会及び審議会での議論の状況について

(検討課題1) 関係

本人（15歳以上の者）の臓器提供の意思が不明の場合に、脳死判定・臓器摘出を行うことを書面により承諾する家族（遺族）の範囲について

- （略）現行法の下では、遺族のオプティンゲインを要求しないにもかかわらずオプティンゲインのような運用がされている。そうだとすると、今回この法律が変わって書面による同意を要求したということになっても、恐らく同じ運用でいくのではないかと思います。

（平成21年9月15日臓器移植委員会 町野委員）

(検討課題2) 関係

小児（15歳未満の者）の場合に、脳死判定・臓器摘出を行うことを書面により承諾する家族（遺族）の範囲について

- （略）提供する方の家族の方の話は二親等であり、喪主がまとめるということをおっしゃっておられたし、ガイドラインにもそう書いてあるのですけれども、対象に子どもが入ったときには、喪主がまとめるというのは非常に危険だろうと思っています。

やはり個人の方々の意見をきちんと聴取しないと、父親に母親が引っ張られて自分の意見が言えないということはかなり多いので、その辺はきちんと考えていかなければいけない範囲かなと思いました。

（平成21年9月15日臓器移植委員会 奥山委員）

(検討課題3) 関係

小児（15歳未満の者）の臓器を提供しない意思の表示について

- （略）現行法においては、民法上の遺言可能年齢を参考に十五歳以上の者の臓器提供に係る意思表示を有効なものとして取り扱うこととされているところでもあります。この点についてはA案も同様の考え方を取っております。

ただし、十五歳未満の者についても臓器提供を拒否する意思表示はできることとされていることから、子供の年齢に応じたきめ細やかな普及啓発措置が講じられるものと考えております。

子供に関しても、拒否に関しては意思表示は有効というふうを考えておりますので、先生御指摘のように、きめの細やかな普及啓発活動というのは必要だと考えております。

(平成21年7月7日参議院厚生労働委員会提案者山内康一議員)

(検討課題4) 関係

知的障害者等の臓器提供に関する意思について慎重な判断が必要な方について

- (略) 知的障害者の方々についてのお取扱いについてのガイドライン、これは今後も維持すべきだというふうに思っております。
そして、なぜかといえば、その拒否の思いがあらわれるかもしれないと、しかしその拒否の思いそのものが適切に御本人が表示することができないかもしれないと。こういうことを考えると、私は、現在、知的障害者の方々等の取扱いについて慎重であるというガイドラインは引き続き重要だというふうに思っております。

(平成21年7月9日参議院厚生労働委員会提案者福島豊議員)

(検討課題5) 関係

臓器を提供しない意思を表示していなかったことを確認する手段及び手順について

- (略) 例えば、ノドナーカードが見つからなかったというようなことがないように、移植ネットワークに拒否の意思表示を登録することができるようにしようと思っております。それは、そこに確認をすれば拒否の意思があることが明確になるわけでございますから、そうした制度をつくってそれをきちっと周知徹底するということをやっていくことは、これは実施の上で必要だと思っておりますし、運転免許証あるいは保険証、そういったものに拒否の表示がきちんとできるように、制度上しっかりやってまいりたいと思っております。

(平成21年5月27日参議院厚生労働委員会提案者河野太郎議員)